

市民の文化芸術活動を応援！！

令和8年度
富士見市文化芸術によるまちづくり事業
申請の手引き



【目次】

1	制度の概要	1 ページ
2	申請の要件	2 ページ
3	補助対象経費	3 ページ
4	事業提案～補助金交付～事業完了までの手続き	4 ページ
5	審査	7 ページ

1 制度の概要

1 制度の目的

市民が実施する、地域に根差した文化芸術を振興する活動や文化芸術による新たな魅力創出と地域活性化に寄与する活動など、成果が広く市民に波及することが期待できる文化芸術活動を支援する制度です。

文化芸術によるまちづくり事業として採択された事業には、市の予算の範囲内において、事業の実施に係る経費を補助（上限額20万円）します。

2 文化芸術の範囲

この制度の対象となる文化芸術の範囲は、次のとおりです。

（文化芸術基本法第8条から第12条までに規定するもの）

- ① 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（②に規定するメディア芸術を除く。）
- ② メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- ③ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ④ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（③に規定した伝統芸能を除く。))
- ⑤ 生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化活動）
- ⑥ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）

3 事業の例

- 市内在住の音楽家によるコンサート
- 市内の団体が実施する文化芸術に関する体験会やワークショップ
- 主に市内の団体に組織する実行委員会が実施するアートイベント

4 補助金額

上限20万円

補助対象経費のうち、入場料や寄付金などの収入を引いた金額の4分の3が補助金額となります。

【補助金計算の例】

補助対象経費30万円、入場料等収入6万円の場合

$$30\text{万円} - 6\text{万円} = 24\text{万円}$$

$$24\text{万円} \times \frac{3}{4} = 18\text{万円} \cdots \text{補助金額 } 18\text{万円}$$

5 採択される事業の数

審査により、予算の範囲内で決定します。

2 申請の要件

1 対象者

次の要件を満たす個人又は団体が申請することができます。

【個人】

市内在住、在勤、在学する個人で市内に活動拠点を有するもの

【団体】

5人以上の構成員で組織し、その過半数が市内在住、在勤、在学であるもの。また、団体の規約を有し、代表者の氏名及び住所が明らかであるもの

- 明確な会計経理がなされるもの
- 事業が完遂できると認められるもの

2 対象となる事業

次の要件を満たす事業が対象です。

- 市民の文化芸術の振興に寄与する事業
- 新たな魅力創出による地域活性化が期待できる事業
- 鑑賞や体験など市民参加の機会を設けることで、広く文化芸術の波及が期待できる事業
- 令和8年7月4日（土）から令和9年3月21日（日）までの期間に市内で行われる事業

3 対象とならない事業

- 営利を目的として実施する事業（広告・宣伝のための事業を含む）
- 国、地方公共団体、独立行政法人、その他外郭団体等から財政的支援又は委託を受けて実施する事業
- 他の制度による助成等を受けている事業
- 暴力団及び暴力団との関わりのある活動を行っている個人及び団体が実施する事業
- チャリティコンサート（寄附を主目的として開催するもの）
- 教室（カルチャースクールを含む）、学生サークル、同好会、流派が行う稽古事や習い事等の講習会、発表会、演習会等
- 前年度及び前々年度にこの補助金の対象となっている個人又は団体が実施する事業
- 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- そのほか、市が適当でないと認める事業

3 まちづくり事業補助金対象経費

項目	補助対象経費の例	補助対象外経費の例
報 償 費	講師・出演者・出品者等への謝礼(著しく高額でないものに限る。)	補助交付団体の構成員に対して支払うもの
交 通 費	事業に係る経費(出演者の会場までの交通費や、事業に関する打合せ等のための交通費など、必要最低限に限る。)	同上
消 耗 品 費	事務用品代	個人の所有となる物品の購入費
食 糧 費	事業当日の講師の食事代、会議開催時のお茶代	打ち上げや個人的な飲食費、お菓子代(講師が食べる場合でも対象外となります)
印刷製本費	ポスター・ちらし・プログラム・チケットの印刷費	
役 務 費	会場設営委託料、保険料	電話・インターネット使用料、備品等の修理費
使用料及び賃借料	会場使用料、物品のレンタル料	日常の練習に係る会場費、団体の事務所等を維持するための経費
そ の 他	その他、これらに類する経費	実施事業に直接かわりのない経費や社会通念上適切でない経費

※事業採択されたのち、申請者は補助金の申請を行い、申請受理後、市から補助金交付決定通知をいたします。補助金交付決定通知前に支出を行ったものは、いかなる項目であっても補助金対象外となります。

※領収書等により支払ったことが確認できない経費は、補助対象経費にはなりません。

※領収書等の宛名は必ず補助金申請者名(個人の場合は個人名、団体の場合は団体名)にしてください。それ以外は補助金対象となりません。

4 事業提案～補助金交付～事業完了までの手続き

※提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

1 事業提案

文化芸術によるまちづくり事業の提案を受け付けます。

【受付期間】

令和8年4月1日（水）～5月22日（金）（必着）

【提出書類】

- ◆ 富士見市文化芸術によるまちづくり事業提案申請書
- ◆ 事業企画書
- ◆ 必要経費内訳書
- ◆ 団体等概要書 ※個人の申請時は不要

※このほかにも、必要に応じて資料の提出を求められることがあります。

2 提出方法

提出書類をそろえ、文化・スポーツ振興課窓口へ持参又は郵送で提出してください。

3 事業の審査

応募のあった事業については、公益性や実現性などの各種項目について、**審査基準に基づき採点し、合計点が上位の事業から採択される事業を決定**します。

審査にあたり、庁内委員会より質問事項が出た場合、こちらが指定する期間に質問に対する回答をしていただきます。審査に関わりますので、連絡をさせていただいた際にはご回答をお願いいたします。

審査結果については、令和8年6月中旬頃に書面で通知します。

なお、審査の結果、基準点を超えない場合は不採択となります。

4 補助金交付申請及び交付決定

採択されることが決定しましたら、富士見市文化芸術によるまちづくり補助金の交付申請をしてください。

申請書類を確認し、補助金交付決定を行います。

※補助金額等については、令和8年度予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、予めご了承ください。

【提出書類】

- ◆ 富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金交付申請書
- ◆ 事業計画書
- ◆ 収支予算書

5 補助金交付請求書提出及び補助金の交付

補助金交付請求書を提出してください。指定された口座に、「5 補助金交付申請及び交付決定」で決定した補助金額を振り込みます。

なお、この時点では補助金額は確定していません。事業終了後に補助金額を確定し精算します。また、その際に返還金が生じることがあります。

【提出書類】

- ◆ 富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金交付請求書

6 補助金の交付が決定したら

事業の成果を広く市民に波及することができるよう、事業の周知に努めてください。

また、補助金交付が決定した事業のポスターやチラシ等に、「富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金対象」と明記してください。

なお、「富士見市後援」や「富士見市教育委員会後援」の名義使用を希望する場合は、申請手続きが必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

後援名義	申請先
富士見市	秘書広報課
富士見市教育委員会	教育政策課

7 事業実施

下記の期間に事業を実施し、完了してください。

下記の期間に確実に事業を実施できるよう、スケジュールを検討してください。期間内に事業を完了できない場合、補助金を返還していただく場合があります。

令和8年7月4日（土）～令和9年3月21日（日）

8 事業完了報告書及び補助金実績報告書の提出

事業終了後30日以内又は令和9年3月31日までのいずれか早い方の日までに、次の書類を提出してください。

【事業完了報告書提出書類】

- ◆ 富士見市文化芸術によるまちづくり事業完了報告書
- ◆ 採択事業の実施内容が分かる書類（プログラム、パンフレット等）

【補助金実績報告書提出書類】

- ◆ 富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金実績報告書
- ◆ 事業報告書
- ◆ 収支決算書
- ◆ 事業実施に要した経費の領収書の写し、その他支払いを証する書類

9 補助金の確定

提出された書類を確認し、確定した補助金額を「富士見市文化芸術によるまちづくり事業補助金確定通知書」により通知します。

なお、補助金確定額が、「5 補助金交付申請及び交付決定」で決定した補助金額を超えることはありません。

また、確定した補助金額が、「6 補助金交付請求書提出及び補助金の交付」で交付した補助金額を下回る場合には、差額を返金していただきます。

10 事業採択及び補助金交付決定の取消し

次の場合には、文化芸術によるまちづくり事業の採択及び補助金の交付決定の一部または全部を取り消します。また、交付済み補助金の全部または一部を返還していただきます。

- 偽りその他不正の手段により事業採択・補助金交付を受けたとき
- 補助金を他の用途に使用したとき
- 事業採択・補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき
- その他、市の規定に反したとき

5 審査

1 目的

文化芸術によるまちづくり事業の審査をするにあたり、透明性・公平性・確実な実行性を確保するため、審査基準を定めて審査を行います。

2 審査の対象

文化芸術によるまちづくり事業申請の際に提出された書類のほか、必要に応じて実施したヒアリングの内容も審査対象とします。

3 審査の方法

審査基準に基づき文化・スポーツ振興課で配点を行い、富士見市文化芸術振興庁内委員会の意見を聞いて審査結果を決定します。

4 配点

提出された書類及びヒアリングの内容に基づき、各審査項目を次の3段階で配点します。

とても良い	良い	普通
5点	3点	1点

5 評価

各審査項目の合計点数により、次のように評価します。

合計点	評価
7.5～6.2点	A 大変良い提案である
6.1～4.5点	B 良い提案である
4.4点以下	C 計画の修正が必要である（不採択）

6 審査結果

評価がA又はBとされた事業を対象に、合計点が上位の事業から、予算の範囲内で文化芸術によるまちづくり事業として採択します。

【令和8年度 審査基準】

審査項目及び審査基準		各項目の配点		
		とても 良い 5点	良い 3点	普通 1点
1 公益性	①成果が広く市民に波及する			
	②新たに文化芸術に触れる機会を提供することができる			
	③地域文化の形成や地域コミュニティづくりに効果的である			
	④入場料金等の設定が適切である			
2 発展性	①地域活性化など、市の魅力創出が期待できる			
	②文化芸術を担う人材育成が期待できる			
	③文化芸術の振興が期待できる			
3 計画性 ・実現性	①計画が具体的で実現可能である			
	②予算が適切に積算されている			
	③実施までのスケジュールが適切である			
	④推進体制が適切である			
4 安全性	①安全確保に配慮したスタッフ配置や会場選定がされている			
5 その他	①新規事業又は補助金の活用により既存事業を発展・拡大させた事業である			
	②独創性・先進性を備えている			
	③その他特筆される内容を備えている			

お問い合わせ・申請先

富士見市 協働推進部 文化・スポーツ振興課

電 話 049-251-2711 内線252
049-257-6352 (ダイヤルイン)

メール bunka@city.fujimi.saitama.jp

郵送先 〒354-8511 (所在地の記載は不要です)
富士見市 協働推進部 文化・スポーツ振興課 あて